官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔告　示〕
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一九二七～一九四九）　一
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　六
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
司法書士名簿登録等関係　二六
地方公共団体
公示送達関係　二七
会社その他
会社決算公告　二八